

3月定例会に提案された 議案などの議決状況

※平成19年度予算は4～6ページ「特集」を参照



条例の制定

件名	概要	議決結果
副町長定数条例	地方自治法が改正され、4月1日から「助役」に替えて「副町長」を置くこととされたこと、また副町長の定数は条例で定められることとされたことにより、その定数を1人とするもの。	可決 (全員賛成)



条例の改正

件名	概要	議決結果
表彰条例	地方自治法が改正され、4月1日から「助役」に替えて「副町長」を置くこととされたことにより、条例の関係部分を改正したもの。	可決 (全員賛成)
職員定数条例	地方自治法が改正され、4月1日から「吏員」と「その他の職員」の区分、また「事務吏員」と「技術吏員」の区分を廃止し、「職員」として統一することになり、条例の関係部分を改正したもの。	可決 (全員賛成)
特別職の職員で非常勤のもの の報酬及び費用弁償に関する 条例	<ul style="list-style-type: none"> ・報酬を年額、月額、日額支給としているなかで、重複支給を避けるために、勤務日数などに応じて支給する。 ・識見を有する委員などを区分し報酬を明らかにする。 ・委員が県内出張する際の旅行雑費200円を1000円にする。 	可決 (全員賛成)
職員の給与に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> ・法律の改正にともない、扶養手当の支給方法を改正する。 ・地域手当の支給割合を2%から1.8%以内に減じ、割合を規則で定める。 	可決 (全員賛成)
健康被害調査委員会条例	久留米保健所三漕支所が廃止されたため、委員会委員を三漕支所長に替えて久留米保健福祉環境事務所長に委嘱する。	可決 (全員賛成)
学校給食共同調理場設置条例	久留米保健所三漕支所が廃止されたため、調理場運営委員会から三漕支所長を除外する。	可決 (全員賛成)
議会委員会条例	議員定数が14人になるため、常任委員会の定数を改正するもの。各委員会の定数は総務5人、文教厚生5人、建設経済4人とする。	可決 (全員賛成)



条例の廃止

件名	概要	議決結果
収入役の事務を兼掌する条例	地方自治法が改正され、4月1日から「収入役」を廃止し「会計管理者」を置くこととされたことにより、条例を廃止するもの。	可決 (全員賛成)